

公 示 送 達 書

長崎市告示第596号

令和8年8月18日付けの次の者に係る書類(通知書)は、送達を受ける

べき者の住所及び居所が不明のため送達が出来ないので、長崎市長

(財務部収納課)が補完し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年10月1日

番号	送達を受けるべき書類の名称	氏 名
1	配当計算書（謄本） 長収第2-140号	石田 均
2	以下余白	
3		
4		
5		
6		

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。